



54

常字訂正

契約書

昭和十一年三月三日

山本格市ト共同石炭株式会社  
代表者 明石友助  
乙ト稱シ契約スルコト左ノ通

一、甲ノ側ニ小賣業再編成ニ依リ出會スベキ營業補償金ハ乙ニ於テ<sup>全</sup>額納入シ要ス乙ハ甲ニ對シ甲ノ實收額拾貳石七斗ニ對スル營業補償金九百八拾壹圓也ヲ支持フモノトス

二、乙ガ側ニ販賣免許ヲ受タル迄ハ甲ノ營業ヲナスベキモ之レガ營業ノ資金入費等ハ乙ニ於テ支辨シ營業ノ代行ヲナシ得ベキモノトス

三、甲ノ側ニ販賣免許之業ヲ以テ日賣業種規給付内ニ於テ側



ノ原書ヲ爲スベキモ其ノ相違ハ乙ノ枚持トスルモノトス  
 其乙ガ額額取賣免許ヲ受タルトキハ甲ハ何時ニテモ酒類販賣  
 ニ關スル營業一毫ヲ乙ニ譲渡スベキモノトス  
 其本契約書ハ參照作表シ甲乙及保證人ニ於テ各該箇ヲ保證ス  
 ルモノトス

六本契約ハ昭和七年拾貳月參拾壹日ヨリ實行ス

福岡縣嘉穂郡山田町大字下山田四百四拾八番地

山 本 橋 實

共同右後株式會社臣否炭礦

代表者 明 石 友 助

福岡縣嘉穂郡山田町大字上山田千貳百拾五番地

保證人 山田町長 松 岡

1927.12.26

花 中 名

季任敬 通



營業渡波 局 此 通



酒類販賣業 廃止 申 告 書 此 通

新通商社 啓  
 花中 名

大正十四年十一月三日
可長 謹 啓
長 保





營業譲渡届

一、營業ノ種類

酒類販賣業

一、原賣場所

福岡縣嘉穂郡山田町大字下山田

番地

一、譲渡人住所

福岡縣嘉穂郡山田町大字下山田

番地

氏名

山本格市

一、譲受人住所

福岡縣嘉穂郡山田町大字下山田八四段番地ノ一

共同石炭株式会社 日吉炭礦

代表者 明石友助

右昭和 年 月 日

日帯郡藤津並細路以邊署此處及御届

候也

昭和 年 月 日

譲渡人

山本格市

共同石炭株式会社 日吉炭礦

譲受人 代表者 明石友助

福岡縣嘉穂郡大隈町牛隈

共

共同石炭  
株式會社

日吉炭礦

電話(大隈局)二一番





昭和三十八年七月三十一日提出

酒類販賣業廢止申告書

一 免許販賣場

福岡縣嘉穂郡山田町大字下山田八幡四番地ノ一

全氏名

山本 格 市

三 酒類販賣業ヲ廢止シタル事由

家奉ノ都合ニ依リ

右酒類販賣業廢止ニ付此段及申告候也

昭和十八年

月 日

住居

福岡縣嘉穂郡山田町大字下山田四回八番地

申請者

山本 格 市

税務監督署長

司税官 曾根崎金夫 殿

日吉 鎮 業 所

Large rectangular area with vertical lines, likely a form for details or a signature line.



酒類販賣免許申請書

一 販賣場ノ位置 及 申請者ノ姓名

鹿角郡志保郡山田町大字下山田八四四番地ノ一

共同石炭採掘株式會社 日 吉 採 掘 所

(代表者 明 石 友 助)

二 販賣スベキ酒類ノ種類 酒 類

三 一ヶ年販賣見込石数 五拾 石

擔 當 戶 數 二百七拾戸

飲酒スル成年男子數 三百三拾七人

四 免許ヲ申請シタル事由

本欄ハ大正十一年九月十八日ヨリ石炭採掘事業ヲ經營シ居

ルモノニ相違候



現在戸數二百七十戸勞務者五百八十人現在人口千二百人ヲ  
 據シ大東亞戰爭下石炭増産ニ推進致し勞務供給處従来本礦ニハ酒  
 類販賣免許無之タメ勞務管理並石炭増産上微々ノ支障有之  
 止ムヲ稱又當町大字下山田領額販賣業者山本格市トノ間ニ  
 町ノ特檢ニヨリ製署ノ放解ヲ得別紙寫ノ如キ契約書並ニ營  
 業譲渡ニ關スル委任狀ヲ取り交シ山本格市名義ヲ以テ營業  
 所ヲ當酒配給所ニ移轉ノ許可ヲ受ケ販賣シ居タルモ今故別  
 紙ノ通り領額販賣業停止申付シタルニ依リ鏡上ノ石炭増産  
 並ニ勞務管理其他ノ懸點ヨリ特別ノ御設議ヲ以テ領額販賣  
 免許額下附被下度此段及申謝候也

昭和十八年

月

日

福岡縣東區野山町大字下山田八四四番地ノ一

想

記

共同石炭礦株式會社  
 代表者 友 隆 所  
 友 隆 所



販賣稅務署長

可稅官會 榎 崎 金 夫 殿





契約書

滋賀県山田町大字下田田四百四拾八番地山本将市ト共同石炭株式会社日吉炭礦代表者明石友助間ニ於テ酒田販賣權ニ關シ山本将市ヲ甲ト稱シ明石友助ヲ乙ト稱シ契約スルコト左ノ如クナリトス

壹 序 訂 正

一 甲ノ酒田小賣權再購取ニ依リ出金スベキ營業補償金ハ乙ニ於テ<sup>全</sup>額納入シ置ニ乙ハ甲ニ對シ甲ノ實積拾貳石七斗ニ對スル營業補償金九百八拾壹圓<sup>〇</sup>モヲ支拂フモノトス  
二 乙ガ酒田販賣權許ヲ受タル迄ハ甲ノ營業ヲナスベキモ之レガ經營ノ資金入費等ハ乙ニ於テ支拂シ營業ノ代行ヲナシ得ルベキモノトス

三 甲ノ酒田販賣權免許必經ヲ以テ日吉炭礦總經銷所内ニ於テ酒田

1914 (1915)



ノ取費ヲ爲スベキモ其ノ利益ハ乙ノ取得トスルモノトス  
 同乙ガ保額取費取許ヲ受クルトキハ甲ハ何時ニテモ保額取費  
 ヲ取ルベシ然レモ一切ヲ乙ニ譲渡スベキモノトス  
 五本契約書ハ保額作票シ甲乙及保額人ニ於テ各取費ヲ取管ス  
 ルモノトス

六本契約ハ昭和七年拾貳月參拾壹日ヨリ實行ス

御興業株式會社山田町大字下山田四百四拾八番地

山本 格 前

共同石炭株式會社日吉炭礦

代表者 朝 石 友 助

御興業株式會社山田町大字上山田千貳百拾五番地

保額人 山田町長 岡 康

1917. 12. 15

35

大限警察署  
昭和十八年一月十五日

左記ノ通リ工場設置致度候條御許可相成  
度此段及御願候也  
昭和十八年一月十五日

工務部呈願

工務部	大限警察署
大限警察署	工務部

設置者 共同石炭株式会社

代表者 明石友助

大限警察署署長

筒井 俊

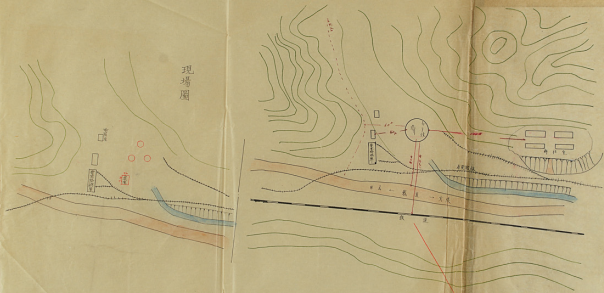
一二 場 名目 日 考 査 執 行 士 協

昭和十八年一月十五日  
大限警察署





日吉炭鑛  
坑外見取圖



現場圖





日吉免難  
社代具取圖



工務省シ一號

工場使用認可證

工場設置地	工場名	事業ノ種類	工場主又ハ 管理人民姓名	許可年月日 消令番號	備考
嘉穂郡大隈町大字東原ノ七ノ番地ノ一	日吉免難カヲ工場	密業	代表者 明石 庄助	昭和十八年一月十五日 指第八號	

昭和十八年〇月〇〇日下付

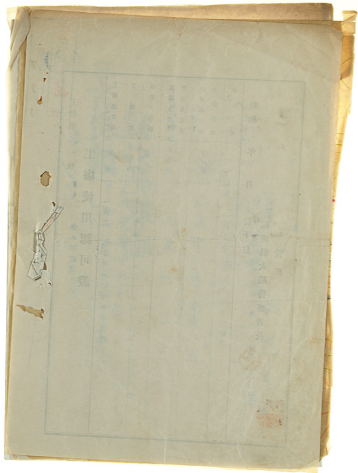
福岡縣大隈警察署長  
警部

五

島

算







企業許可令第七條ニ依ル事業報告書

一 現ニ行フ事業	一三二 石炭又ハ重炭ノ低温乾留業
二 事業ヲ行フ場所 又ハ事業所 ノ位置	福岡縣嘉穂郡大隈町大字牛懸一七二三ノ一
三 取扱物資ノ種類	ガ ラ
四 当該事業ヲ開始 シタル時期	昭和拾五年参月拾五日

右企業許可令施行規則第十一條ノ規定ニ依リ及報告候也

昭和拾八年七月九日

住所 福岡縣嘉穂郡大隈町大字牛懸一七五〇  
報告者 明石友

商工大臣 申 告 介 殿



控

印章  
押印

企業許可令第七條ニ依ル事務報告書

一 現ニ行フ事業	七二 新 規 小 賣 業
二 事業ヲ行フ場所 又ハ事業場 區 域	福岡縣喜蔭郡大隈町大字牛屋一七二三ノ一
三 取扱ノ貨物ノ種類	ガ ラ
四 當該事業ヲ開始 シタル時期	昭和拾五年拾月拾五日

右企業許可令施行規則第十一條ノ規定ニ依リ及報告候也  
昭和拾八年七月 九 日

住所 福岡縣喜蔭郡大隈町大字牛屋一七五〇  
報告者 共同石灰製造株式會社 日 吉 領 瑞 所

代表者 明 石 友 助

福岡縣知事 吉 田 茂 殿

印

58



土地賃借契約書

大山武雄ヲ甲トシ日吉畑藥所代渡者明石友助ヲ乙トシ爾等間ニ  
甲所有左記地目土地ヲ左記條項ニ依リ賃借スルノ契約ヲ締結シ  
本書試述ヲ作製シ各自其資通ヲ保有スルモノトス

記

- 一、場所 嘉穂郡櫻葉町大字才田地内
- 一、地目 才田九拾貳番地ノ壹山林ノ内  
八拾六番地ノ四ノ山林ノ内  
八拾七番地ノ壹ノ原野全部  
八拾七番地ノ貳ノ田全部
- 一、坪数 約七反歩(割略圖ノ通り)
- 一、使用目的 才田圃々口、推場、貯炭場、櫻拾場其他農業

  
  
 大田和子  
 大田和子  
 大田和子  
 大田和子



用トシテ一切使用

一、使用期間 才田炭礦經營中

一、料 金 五百貳拾五圓也

但シ礦口、捲揚、操炭機ノ土地等舊借地及  
新借地料ノ一切一時打切り金

一、立木代金 五百貳拾五圓也

一、料金立木代 契約締結ト同時金額也

右契約ニ依リ乙ハ前記甲ノ土地ヲ礦業用トシテ自由ニ使用スル  
モノトス依而甲ハ乙ガ事業經營中ハ前記土地ヲ他ニ賣渡シ又ハ  
轉貸スルコトヲ得ザルモノトス乙ガ事業ヲ終了シタル後ハ前記  
ノ土地ハ現形ノ舊甲ニ返却スルモノトス  
追而繪炭ニ關シテハ左記ノ通り契約ス

一、乙ハ甲ヨリ借り受ケタル前記地所内ニ於ケル煤炭拾場ヨリ

ノ拾炭ヲ甲ニ承認ス高外甲土地 煤炭ヲ採ルモノトシテ承認スルモノトス

一、甲ハ前記ノ拾炭全部ヲ乙ニ納炭シ自由販賣ハ勿論少數タリ  
トモ他ニ貸與、贈與等一切セザルコト

一、甲ハ拾炭中ニ生ジタル死傷、疾病其ノ他ノ事立ニ對シテハ  
如何ナル事由アルモ一切甲ニ於テ處理シ乙ニ對シテ是カモ  
送惑ヲ得ケザル事

一、甲ハ拾炭ニ關シテハ乙ノ指示ニ従フモノトス

一、甲ハ拾炭ノ利權ヲ第三者ニ轉讓渡セザルコト

一、拾炭納炭ノ炭代ハ乙甲間ニ於テ別ニ定ムルコト

以上拾炭ニ關シ甲ガ違反シタル時ハ乙ハ何時ニテモ拾炭ノ承認  
ヲ停止又ハ取消ス

以上

昭和拾八年六月廿七日



日

嘉穂郡穂葉町大字才田

甲貸主 大 山 武 雄

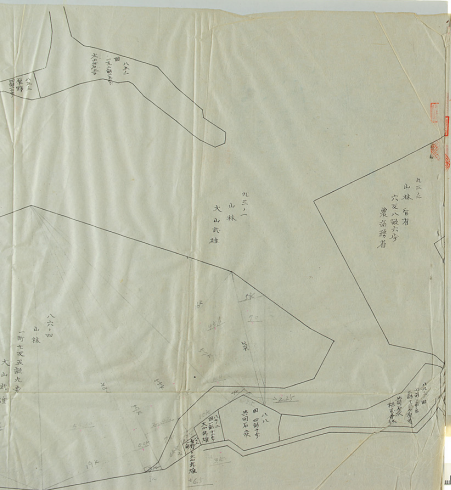
嘉穂郡大塚町大字牛隈

日吉領業所代表者

乙借主 明 石 友 助



昭 和 拾 八 年 六 月 廿 七 日



台頭一六  
山頭六  
山頭六

山頭六  
山頭六  
山頭六

山頭一  
山頭一  
山頭一  
大山頭

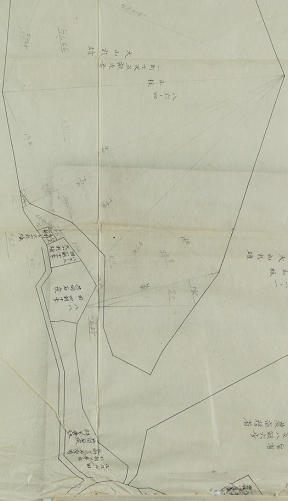
山頭二  
山頭二  
山頭二  
大山頭

山頭四  
山頭四  
山頭四

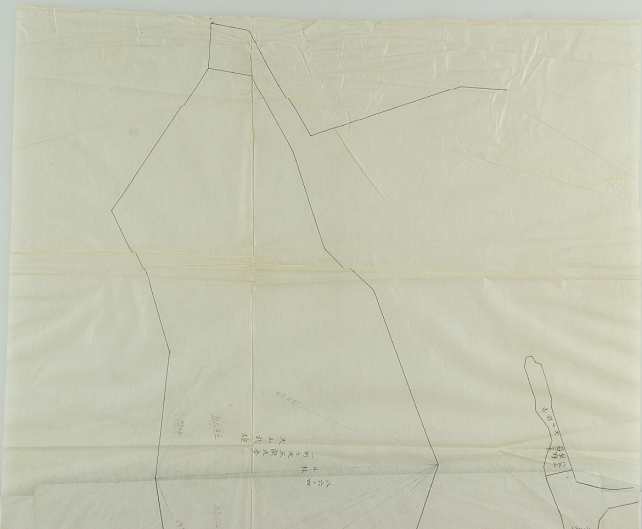
大山頭  
大山頭  
大山頭

山頭六  
山頭六  
山頭六

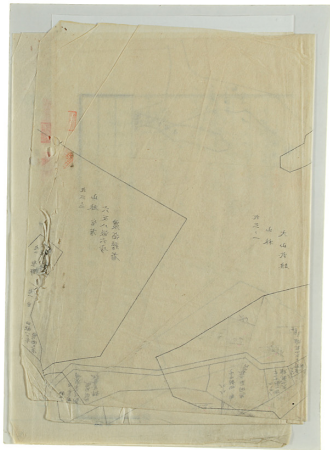
山頭六  
山頭六  
山頭六











聚谷縣家  
六十八  
山  
五

大山  
山  
一



昭和十九年四月四日

九州配電株式会社  
小食支店

飯田町三丁目

飯田電報局  
電話掛

共同配電日吉支店

日吉支店

有終 限有終 同配電日吉支店 飯田電報局 電話掛  
件 別紙通り 双方 共同配電 日吉支店 共同配電 日吉支店  
同配電 日吉支店 共同配電 日吉支店 共同配電 日吉支店  
共同配電 日吉支店 共同配電 日吉支店 共同配電 日吉支店  
共同配電 日吉支店 共同配電 日吉支店 共同配電 日吉支店



會 存 本 日 記 帳 簿



41



借 用 簿

一會五件 覽也

返濟方法

抽書今買受ケタル左記山林内ニ生育セル松、杉及雜木等ヲ御境御指示ニ從ヒ燒木又ハ用材トシテ伐採ノ上御就ニ納入ノ上其代金ノ六割ヲ御返濟ノ事若シ万一不足金ヲ相生ジタル時ハ現金又ハ貴境指示ノ材木納入ノ上普濟仕ル可キ事

記

一朝會都三奈木村大字三奈木寺山ノ鼻

山林貳町四反歩 佐 藤 徳 次

一嘉穂郡足白村大字 堀山

共同石炭株式會社日吉炭礦

一字訂正



山林町歩

利息 無利子

返済期限 昭和十八年二月二十八日

條件 借入金普濟窓へ御坊ノ許可ヲシテ右山林

内ヨリ一本タリ共他ニ費却又ハ自家用又ハ

貸與等セザル事

右金圓借付後事實變ナリ然ル上ハ右條項遵守スルハ勿論元金  
普濟窓ノ御坊時木ニ對シ不誠意又ハ惡行爲アリト御認メノ際  
ハ何時如何様ノ御處分相成候トモ決シテ異議申問數依前候日  
ノ爲一札如件

昭和十六年九月五日

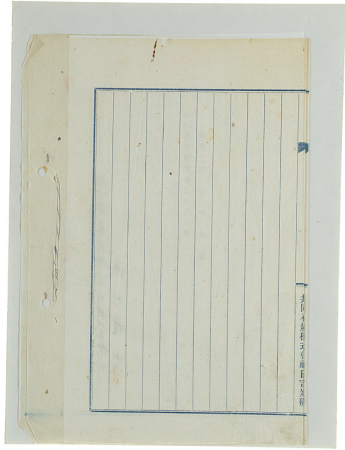
借主

普濟窓 普濟窓 御坊 御坊 御坊  
渡辺 龍 士三郎

共同石炭株式会社 吉原 謹啓

理事長 明石 友助 殿

共同石炭株式会社 吉原 謹啓



大日本製本工業株式会社

九條鐵山事務所

昭和二十年九月廿七日

日吉礦業所

前長明石及功殿

通日協議、又但礦業株式會社、契約書別紙、作調印  
消二付及送付也

九州地方鐵山高嶺塚出張所



福岡鐵山監督局

87

照

外長	明石	功	殿



四半中ノ

六月二十三日久恒鑛業新井井所長久恒明彦様ニ日吉鑛業所以下ニト稱ス)出席出張計是其先役師立會ニ岩藏坑野皮採出レシノ周ニ左ノ如ク契約ス

記

一 甲ハ日吉坑ノ運車共、他運搬設備ノ使用シ今般五ヶ月以内ニ於テ岩藏坑ノ野皮ノ積込ハ千前中ノ急シ千石若藏坑ノ野皮

採出シテ居スモトス

三 引込線ハ甲ニ於テ早急施設シ野皮場積込人夫ハ甲ニ於テ有付テ枕橋人夫ハ乙ニ於テ配役スルモノトス

四 積込枕橋設備電力制限ニ依リ電力不足ガ生ジタル場合ハ甲ヨリ設備ヲテ送電ス

五 岩藏坑ノ輸送費ノ現日岩坑ノ輸送費ト同額ニテ採鑛川局出張費ニ於テ幹線ス

福岡鑛山監督局

六 前記野皮採出レシ計スル費用ハ當事者間ニ於テ取決メテナスモノトス

本契約ハ正本三通ヲ作製シ各一通ヲ所有ス

昭和三年六月二十三日

甲 福岡縣嘉穂郡大隈町又字牛隈  
久恒鑛業所長 平井義紹

福岡縣嘉穂郡大隈町牛隈

日吉鑛業所

長崎県明石皮曲

乙 五會人

飯塚市箕野町九州地方鑛山局鑛塚出張所

木元武夫

九州地方鑛山局長

日本鑛業株式會社



一等新上



一等新上



No. 87

手寫書題八續上

曲白自傷年同保

晴

一五黃卷行

Large empty rectangular area with vertical lines, likely for recording transactions or details.

日吉鎮業所  
昭和二十一年十一月

受領証

一 豊田信房自前車走出

右受領候也

昭和二十一年十一月五日

福留縣喜志郡大庭町大字腰  
中町名後  
日吉鎮業所

吳壽臣 明石友助 殿

力九段管原道成氏右取被受領其筆跡并忠正殿

昭和二十一年十一月十六日

右日吉鎮業所代表者

明石友助



先山丁長安代官上日吉長安



控

車名	自動車ノ種類	普通自動車
	トヨタ	
車種	九州一區	
日	自昭和二十年十一月十六日	
日	至昭和二十年十二月十五日	
氏名	就運 藤	
申請者住所	高麗郡大隈町大字牛原	

右之通り自動車一時運轉許可相成度此般及申請候也  
昭和二十年十一月十六日

右日吉辰廣代簽者

明石友助

印

七三三六五七一九七三三六五七

本記の白字  
各一印本記

明石  
印

局長 藤 友

昭和1932年  
20.11.16  
大隈町藤君

昭和二十年十一月十六日  
高麗郡大隈町大字牛原  
就運 藤  
明石友助



大隈警察署長

警部 田中辰治 殿

右事官相違無キ事ヲ證明ス

昭和二十年十一月十六日

大隈警察署長



雙書

共同石炭鑛業株式會社日吉鑛業所代表者明石友助ヲ甲トシ伊藤榮ヲ乙トシ乙ノ車コリ拂下ノ雙田式トラフク自動車一台附屬品及部品(乙ノ所持品一切)ヲ甲ニ左ノ條件ヲ以テ譲渡スルコトヲ約ス

- 一 譲渡價格金五千圓也
- 一 外ニ車コリ拂下ノ請求金アリタル時ハ專ノ負擔トシ極力小額ニ乙ニ於テ努力スルコト
- 一 金ノ受渡方法 名義變更ト同時支拂ノコト
- 一 乙ハ從來進リ甲鑛業所ノ職員トシテ奉職シ進轉及右自動車ノ責任ヲ持ツコト
- 一 該自動車ニ關シ第三者異議申出デアリタル時ハ乙ニ於テ責任



卷第百廿

ヲ以テ解決シ決シテ甲ニ連絡カケザル事萬一連絡カケタル時  
ハ其ノ費用ハ乙ノ負擔トス

右

昭和二十年十一月十五日

福岡縣 嘉穂郡 大隈町 大字 牛段

共同石灰工業株式會社 日吉礦業所

甲 代表者 取締役 明石 友助

福岡縣 嘉穂郡 大隈町 大字 牛段

乙 伊藤 榮

立會人 小野 義盛



日吉礦業所  
昭和二十年十一月

石倉 万巻 牛段了

石倉 万巻 牛段了

石倉 万巻 牛段了

日吉礦業所

石倉 万巻

石倉 万巻

石倉 万巻

石倉 万巻

昭和二十年十一月十七日

日吉礦業所

1  
吉  
廣  
堂  
行

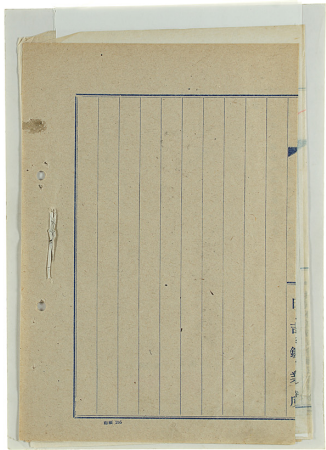
右

ヲ以テ解決シ決シテ甲ニ送附カケザル事萬一送附カケタル時  
ハ其ノ費用ハ乙ノ負擔トス

Handwritten text in Japanese, including a circular stamp at the top right.

發 榮 助





一  
百  
三  
十  
三  
號

100-333





No. 98

心不用

三輪平國信

重要書款(原)



共同書院藏書印

昭和 年 月 日 日吉 號

大浪聖堂聖署へ本書送  
提出昭和三年八月日  
同署まで 同日

車名  
用途  
式別  
無蓋一方開

ダイハツ

自家貨物

無蓋一方開

業所

新山野英園

元助

八月廿日生

戦国石炭株式会社 石炭部

500 150

500 150





シ  
也  
控

型式	用途別	車名	車輛番號	生年月日	氏名	前使用主住所	生年月日	氏名	任所	使用主本職
無蓋一方開	自家貨物	ダイハツ	第三〇四五號	明治廿五年八月廿日生	代表者 藤 元 助	高穂郡和籠町大字口春 新山野炭礦		共同石炭 鐵業株式會社	高穂郡大隈町大字牛炭 日吉 鐵業所	自動車使用主變更届

共同石炭株式會社 日吉炭礦

昭和 136

昭和 136



右ノ通り自動車使用注意更致候條車輛檢査及相添へ此段及圖出  
候也

昭和二十年一月二十一日

右

共同石炭  
日吉礦業所  
代表者 明石友助



福岡縣知事 戸塚九一郎 殿

訓 書

今般自動車使用注意更致候仕候ニ付御許可ノ上へ後日自動車  
(自家用)ノ統合等ノ事有之候節ハ何時ニテモ異議無ク其統合  
ニ加御可致候間爲後日請書及提出候也

昭和二十年一月二十一日

高雄郡大原町大字牛原

共同石炭  
日吉礦業所  
代表者 明石友助



福岡縣知事 戸塚九一郎 殿



三  
色  
控

白駒車使用主等更調

用 途	車 名	車 番 号	生 年 月 日	氏 名	前 使 用 主 任 所	生 年 月 日	氏 名	任 所	使 用 主 等
自家貨物	ダイハツ	第三〇四五號	明治廿五年八月廿日生	代表者 藤 元 郎	高尾郡相模町大字口春 新田野炭礦			高尾郡大原町大字牛殿 共興石炭 鑛業株式會社 日 吉 鑛業所	
無量一方間									

明治廿五年八月廿日生

明治廿五年八月廿日生

右ノ通り自動車使用至學更致候様車輛検査局御座和向へ此段及圖出候也

昭和二十年一月三十一日

右

共同石炭  
日吉製業所  
検査式部  
代表者 明石友助

燃料部知事 戸塚九一 郎殿

三  
分  
本

自動車検査認可申請書

一、請渡セントスル自動車

車名	型式
ダイハツ	無蓋一方開
年式	一九三七年
車輛番號	第三〇四五號
原動機ノ種類	ガソリン車
二、物品最大積載量	四五〇斤
三、和乎方ノ氏名又ハ名稱住所	高橋郡大阪町大字牛原
共同石炭 日吉製業所 検査式部	
四、請渡ノ事由	

昭和二十年一月三十一日

岩手県立産業振興局

富嶺石炭運搬ニ使用セシモ昭和十九年十二月二十一日軌條  
設置完了シニ依リ不要トナリタルモ付設モノナリ  
前記ノ通り普通自動車運転仕度候間運転可相成度此致及申謝候  
也

昭和二十年一月二十一日

富嶺郡檜町大字口春 新山野炭礦

篠原元加



富嶺郡檜町大字口春 新山野炭礦

譲渡申請書

ケイハツ三輪車

二五二五六

第二〇四五號

右三輪車八管礦石炭運搬ニ使用セシモ昭和十九年十月二十日軌條設置完了ニ依リ不要トナリタル付譲渡申請諸候也

昭和二十年一月十二日

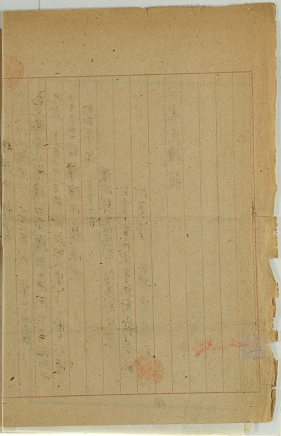
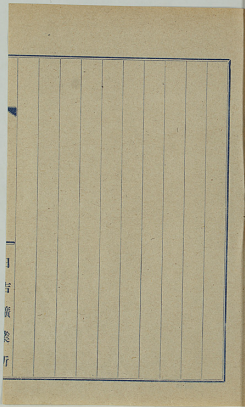
福岡縣若穂郡指旗町口春

日本炭業株式會社新山野炭礦

代表者 篠原元加



日本炭業株式會社







目  
録  
表  
紙

100 200

111



購買地契約書

今般領業町大字オ田地區内ニ於イテ讓業權ニ附屬セザル餘財穴枯土ヲ  
採掘中ノ區右枯土ニ採定トル石炭ノ露頭部ノ除去ノ必要發見トシ爲メ  
右線去サレシ右炭ニ對スル前賣契約ヲ結ブ事左ノ如シ

記

一、位

數ニ般領町大字オ田地區内

一、露頭炭層ニ土間八尺層、海軍八尺層

但シ右兩者其露頭部ノミノ採掘ニ限ル

一、契約當事者ニ(甲者)日吉礦業所(乙者)大山炭生、大山市平

次 但シ本契約ノ權利ヲ第三者ニ讓渡スルハ抵當權

ノ設定等ヲナス事ヲ得ス。

一、契約期間ニ昭和廿二年一月卅日ヨリ向フ一ヶ年間

但シ乙者ニ於イテ下投期記ケン知キ不正行為ナク、

日 吉 廣 業 所



又甲者ニ於イテモ事業上支障ヲ蒙サルトキハ契約  
期間ノ経過ヲナスコトヲ得

一、資材ノ買辦關係ニレール兵車等ノ運搬資材ノミ限リ得受ス  
レ共他ハ全部乙者ノ負擔トス。尙甲者ヨリ得  
受トシ資材ニ付イテハ其ノ瑕疵乙者ニ於イテ  
僅用~~ヲ~~作製シ若シ紛欠其ノ能ニ依ル~~ヲ~~得受ス  
付イテハ~~其ノ~~瑕疵ノ買ヲ自ラセノトス。

一、池袋區~~境ノ~~地上~~敷地~~第一~~種~~作業ニ伴フ必要土垣其ノ限ノ物件ニ屬シテ乙  
者ノ負擔ニ於イテ~~其ノ~~施作スルセノトス。

尚右前買契約ハ耐火粘土ノ採掘中ノミノ契約ニシテ粘土ノ採掘ヲ中止  
シタルトキハ全時ニ本契約ハ解除スルセノトス、契約期間中ノ施業ニ  
對シテハ一切甲者ノ監督下ニ~~其ノ~~施業シ且ツ石炭ノ~~採掘~~ニ當リ不正行爲ヲ  
リタルトキ又ハ事業ノ都合上甲者ニ於イテ必要ト~~スル~~ハ~~其ノ~~直チ

施業ヲ中止スルセノトス。

前資料~~業ノ~~決定ニ付イテハ別紙~~相續書ノ~~覺書ニ依ルセノトス。  
本契約~~書~~ハ二通ヲ作製シ署名捺印ノ上座方共一通宛テ~~送付~~ス。

昭和廿二年一月廿日

甲 者 日 吉 彌 榮 所  
乙 者 大 山 正  
大 山 市 平 次

日吉 廣 義 行





一日吉

甲 著 日吉 齋 樂 房

乙 著 大 山 真

一 大 山 市 平 次

正





契 約 書

高橋郡大隈町大字牛隈手島實地ヲ申トシ共同石炭鑛業株式會社日吉  
礦業所ヲ乙トシ甲乙兩者ノ間ニ於イテ土地ノ實賃借ノ件ニ關シ左ノ  
通り契約ヲ締結ス



- 第一條 甲ハ甲カ借地セル大隈町大字牛隈字畑原(一七一)ノ一、一七  
一八ノ一、大隈太田外四十六名所有ノ共有土地三町九反八畝十  
三〇五步及大隈町大字牛隈字下牛隈ノ所有土地二町二反六畝  
二十二九五步(一七八)ノ一、(一七八)ノ二、(一七八)ノ三、(一七八)ノ四、(一七八)ノ五、  
ノ九一、(一七八)ノ一〇、(一七八)ノ一一、(一七八)ノ一二、(一七八)ノ一三、(一七八)ノ一四、(一七八)ノ一五、  
乙カ事業經營中使スルコトヲ承認スルモノトス。
- 第二條 乙ハ甲ノ承認ヲ得ルコトナク勝手ニ第三者ト契約シ或ハ他  
誰カニ如キ不行爲ヲナサザルコト。
- 第三條 乙ハ前記ノ借地ヲ經營用ニシテ使用セザルニ限リタルト  
ス。其ノ當時(使用セザルニ限リタル當時)ノ境況ノママ甲カ  
返還スルモノトス。

1897



第四條 乙ハ甲ニ對シ紙紙圖面ノ土テ一割シ使用料トシテ大昔春太  
 郎外四十六名所有ノ共有土地ニ對シテハ前條トシテ金七千圓也  
 毎年十月及四月ノ二回ニ分チテ大漫山有土地ニ付イテハ毎年  
 平度米ニ後得トシテ金貳千圓也ヲ支拂スルモノトス。  
 第五條 前條土地使用圖面ハ契約書ニ添附スルモノトス。  
 以上條約ノ體トシテ本契約書ニ添付シテ甲乙各一通宛テ保  
 スルモノトス。

昭和二十三年十一月八日

高橋郷大隈町大字牛隈

甲 手島 寅 雄

高橋郷御徳町大字才田

乙 共同石炭採掘株式會社

日吉 謙 榮 所









借 用 證

一六六〇古紙條貳百九拾卷

一合重八合

右借用在り候也

昭和十七年一月六日

高田縣大田町大字牛部

美野石炭株式會社

日 吉 館 帶 所



日檢別紙發賣

取替所欄中

以和夫打り五月三日軌條以子研  
日手、取替所



美野石炭株式會社日吉炭礦

寫

租 炭 権 設 定 契 約 書

日鉄炭業株式会社二瀬炭業所長吉田正興（以下単に甲という。）と、共同石炭炭業株式会社代表取締役社長入交太夫（以下単に乙と云う。）との間において、甲所有炭区内におけるこの租炭権の設定に關し、次の通り契約する。

第1条 甲はその所有に係る炭区内の一部に列し、乙が炭業法第4条の租炭権を次の通り設定することを承諾する。

- 1 炭区所在地 福岡県添田郡福高町、大隈町並びに山田町内
- 2 炭区に登録番号 福岡県採掘権登録第1号
- 3 設定炭層及び面積 添田炭田表の所管炭区中のお谷上二天層 23647ール
- 4 存続期間 設定登録の日から昭和38年9月末日まで
- 5 協定可採炭量 34050噸

第2条 前条第3号の協定可採炭量に係る租炭料並びにその支払の時期及方法については、次の通りとする。

- 1 租 炭 料 甲の日本国有鉄道新築部及び租炭区における石炭の品位を基準としたその時の販売価格の $\frac{1}{100}$  相當額とする。
- 2 支払の時期及び方法 設定登録の日の上する月から租炭の存続期間満了の月までの月次を以て山田炭業所を

契約の行方不明



除した額を翌月3日までに分償して支払うこと。

第3条 乙は本件租賦区の採掘に關し、予め租業案を甲に提示し、その承諾を得るものとする。之を変更しようとする時も亦同様である。

第4条 乙は本件租賦区の採掘により甲の現在及び将来の租業に何らの支障を来さないよう、租業上最善の処置を講じなければならない。

前項の処置に關する甲の指示に対しては、乙は自己の負担において順次に之に遵わなければならない。

第5条 甲は必要により、何時でも本件租賦区における乙の租業につき調査することができる。この場合乙は調査を以て便宜を供せし、正当な理由なくして之を拒むことはできない。

第6条 租賦権設定期間中は勿論、租賦権消滅後と雖も、損害発生の場合には、乙は早速でその賠償の義務を負うものとする。

但し甲の責に帰すべき損害の賠償についてはこの限りでない。

第7条 乙はこの契約に基く権利義務を第三者に譲渡若しくはその他一切の權利の目的としてはならない。

第8条 この契約の履行に要する法令上の諸手續はすべて乙にかいて行い、所要経費はすべて乙の負担とする。

乙は前項の手續完了の際に、返納なく關係書類

附の上甲に届出るものとする。

第9条 乙がこの契約の条項に違反し若しくは乙に不信行為があつた時は、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合甲が損害を蒙つた時は甲は乙に損害賠償を請求することができる。

前項の解除後にかいても、乙はなお第4条の責を免れることはできない。

第10条 所轄官庁の認可に關し、条件が附された場合又は修正命令により設定面積が多少変更された場合は、この契約の当該部分は自動的に修正されたものとする。

第11条 この契約について甲の誠意損害若しくは所轄官庁の認可が得られなかつた場合又は設定の取消処分その他により設定が消滅した場合は、この契約は無効とする。

第12条 この契約に關し疑義又は規定のない事項若しくは規定の履行を困難ならしめる事象の発生した時は、この契約の趣旨に従い、甲乙誠意を以て協議しその解決に出るものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成、その1通は所轄官庁に対する認可申請に使用し、2通は甲乙各自1通宛を保有しその臨災を履行を締約する。

昭和23年12月17日

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所  
甲 所 長 菅 田 正 実

共同石炭鉱業株式会社  
乙 代表取締役社長 入 交 太 蔵

覚 書

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所長菅田正実（以下単に甲と云う。）と、共同石炭鉱業株式会社代表取締役社長入交太蔵（以下単に乙と云う。）との間において、甲乙間の昭和23年5月7日附租賦権設定契約（以下単に第1契約と云う。）及び昭和23年 月 日附同契約（以下単に第2契約と云う。）に附帯して次の通り協定する。

第1条 甲は、第1契約附帯の昭和23年5月7日附覚書第1項において、乙の租賦権第10号租賦区のうち実際の給炭区域をその添付図面表示の通り制限し、乙はこれに異議なく同意したところであるが、この覚書締結の日以降、この覚書添付図面表示の炭層については、表示の通りその一部を解除する。

前項に伴い前記覚書はこの覚書締結の日を以て失効するものとする。

前項に拘らず添付図面表示以外の炭層についてはなほ前記覚書は有効に存続するものとする。

第1項に伴う炭層別の増加可採炭量は次の通りとする。

炭 層 名	可採炭量 割
杉谷炭層	下二尺層 22050
	五尺層 0

第2条 第1契約による甲の租賦権設定承諾炭層のうち竹歌炭層については、その契約第1条に表示の通り本層のみのところ、上層が本層に附加登録せられ乙の租賦権に帰属して居ることが判明したが、甲は隠蔽の事情により結果的にこの登録を認める。

前項に伴う竹歌上層の採掘面積及び可採炭量は次の通りとする。

採掘面積	56327- $\bar{m}$ (170400坪)
可採炭量	12032噸

第3条 甲は第2条による乙の履行区域の増大の外に第2契約により杉谷上二尺層についても租賦権設定を承諾したところであるが、この契約については所轄官庁に対する設定手続並びに従来の甲乙間の租賦権に関する諸契約に規定された事項との調整その他契約技術上の便宜を考慮し規定したことは甲乙双方の認めるところであり、甲乙両当事者間においては第2契約中一部を次の通り夫々取消え、相互にこれに拘束されることを承認する。

1 第1条第4号中「設定登録の日」を「この契約の日」に。

2 第2条を「削除」に。

3 第4条全文を次の通り。

第4条 本件租賦区の採掘による炭層被害その

他の事故については、甲乙間の昭和28年5月9日附契約第8条の規定を準用する。

第4条 甲及び乙は前3条による乙の増加可採炭量を54000噸に協定する。

前項の炭量に係る租賦料並びにその支払の時期及び方法については甲乙間の昭和27年8月1日附租賦料に関する覚書第1条の規定を準用する。

前項に伴い甲乙間の前契約のうち租賦料に関する条項につきその一部を次の通り改止する。

(1) 昭和28年11月25日附租賦権存続期間延長に関する契約書第2条を「第2条 削除」に改める  
(2) 昭和27年8月1日附租賦料に関する覚書第1条第2項として次の通り加える。

昭和28年1月分以降の租賦料については、前項中「280噸」、「340噸」及び「700噸」とあるを、1月分は「300噸」、「700噸」及び「300噸」に、2月分及び3月分は「450噸」、「1050噸」及び「0噸」に夫々取消え。

(3) 前号の覚書第2条中「174569噸」とあるを「222569噸」に改める。

上記協定の証として本書2通を作成、甲乙各自1通宛を保有しその誠実な履行を確約する。

昭和29年12月17日

甲 日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所  
所長 吉田 正 実

乙 共興石炭鉱業株式会社  
代表取締役社長 入 交 太 蔵



11

租 賦 権 設 定 契 約 書

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所長吉田正実（以下単に甲という。）と、共興石炭鉱業株式会社代表取締役社長入交太蔵（以下単に乙と云う。）との間において、甲所有鉱区内における乙の租賦権の設定に關し次の通り契約する。

第1条 甲はその所有に係る鉱区内の一部に対し、乙が鉱業法第4条の租賦権を次の通り設定することを承諾する。

- 1 鉱区所在地 福岡県嘉穂郡穂高町、大槻町並びに山田町境内
- 2 鉱区の登録番号 福岡県炭礦登録第1号
- 3 設定規模及び面積 添附図面表示の前号鉱区中の杉谷上二尺層 23667-ル
- 4 存続期間 設定登録の日から昭和29年3月末日まで
- 5 協定可採炭量 36050ガ

第2条 前条第3号の協定可採炭量に係る租賦料並びにその支払の時期及方法については次の通りとする

- 1 租 賦 料 甲の日本国有鉄道新線価格及び租賦区における石炭の品位を基準としたその時の販売価格の $\frac{1}{100}$ 相当額とする。
- 2 支払の時期及び方法 設定登録の日の属する月から租賦権存続期間満了の月までの月数を以て租賦料金額を除した額を翌5日までに分割して支払う

こと。

第3条 乙は本件租賦区の採掘に関し、予め地業案を甲に提示し、その承認を得るものとする。

之を変更しようとする時も亦同様である。

第4条 乙は本件租賦区の採掘により甲の現在及び将来の操業に何らの支障を来さないよう操業上最善の処置を講じなければならぬ。

前項の処置に関する甲の指示に対しては、乙は自己の負担において該指示に之に従わなければならない。

第5条 甲は必要により、何時でも本件租賦区における乙の地業につき調査することができる。

この場合乙は誠意を以て便宜を供与し、正当な理由なくして之を拒むことはできない。

第6条 租賦権設定期間中は勿論、租賦権消滅後と謂も被害発生の場合、乙は単独でその賠償の義務を負うものとする。

但し甲の責に帰すべき被害の賠償についてはこの限りでない。

第7条 乙はこの契約に基く権利義務を第三者に譲渡若しくはその他一切の権利の目的としてはならない。

第8条 この契約の履行に要する法令上の諸手続はすべて乙において行い、所要経費はすべて乙の負担とする。

乙は前項の手続完了の際は、遅滞なく関係書類添付の上甲に届出るものとする。

第9条 乙がこの契約の条項に違反し若しくは乙に不信用行為があつた時は、甲は何時でもこの契約を解除することができる。

この場合甲が損害を蒙つた時は甲は乙に損害賠償を請求することができる。

前項の解除後においても、乙はなほ第6条の責を免れることはできない。

第10条 所轄官庁の認可に際し、条件が附された場合又は修正命令により設定面積が多少変更された場合は、この契約の当該部分は自動的に修正されたものとする。

第11条 この契約について甲の正当損害若しくは所轄官庁の認可が得られなかつた場合又は設定の取消処分その他により設定が消滅した場合は、この契約は無効とする。

第12条 この契約に関し異議又は規定のない事項若しくは協定の履行を困難ならしめる事象の発生した時は、この契約の趣旨に従い、甲乙誠意を以て協議しその解決に当るものとする。

上記契約締結の証として本書3通を作成、その1通は所轄官庁に対する認可申請に使用し、2通は甲乙各自1通宛を保有しその該契を履行を確約する。



昭和29年12月7日

甲 日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所  
所長 吉田正実

乙 共利石炭鉱業株式会社  
代表取締役社長 入交太蔵



租 賦 権 設 定 契 約 書

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱業所長吉田正実（以下単に甲という。）と、共利石炭鉱業株式会社代表取締役社長入交太蔵（以下単に乙と云う。）との間において、甲所有鉱区内における乙の租賦権の設定に關し、次の通り契約する。

第1条 甲はその所有に係る鉱区内の一部に對し、乙が鉱業法第6条の租賦権を次の通り設定することを承諾する。

- 1 鉱区所在地 福岡県嘉穂郡穂高町、大隈町並びに山田市  
管内
- 2 鉱区の登録番号 福岡県採掘権登録第1号
- 3 設定規模及び面積 添附図面表示の箇号鉱区中の杉谷上二尺層  
23677アル
- 4 存続期間 設定登録の日から昭和29年2月末日まで
- 5 協定可採炭量 36050噸
- 6 2条 第4条第3号の協定可採炭量に係る租賦料並びにその支払の時期及方法については、次の通りとする。
- 1 租 賦 料 甲の日本国有鉄道納税事務及び該鉱区における石炭の品位を基準としたその時の販売価格の $\frac{19}{100}$ 租賦額とする。
- 2 支払の時期及び方法 設定登録の日から租賦権存続期間満了の月までの月次を以て、租賦料全額を



除した額を翌月3日までに分割して支払うこと。

第3条 乙は本件租賦区の採掘に關し、予め地業案を甲に提示し、その承諾を得るものとする。之を変更しようとする時も亦同様である。

第4条 乙は本件租賦区の採掘により甲の現在及び将来の通業に何らの支障を来さないよう、通業上最善の処置を講じなければならない。

前項の処置に關する甲の指示に対しては、乙は自己の負担において順次に之に遵わなければならない。

第5条 甲は必要により、何時でも本件租賦区における乙の通業につき調査することができる。この場合

乙は誠意を以て便宜を供し、正当な理由なくして之を拒むことはできない。

第6条 租賦権設定期間中は勿論、租賦権消滅後と雖も、被害發生の場合は、乙は早速でその賠償の義務を負うものとする。

但し甲の責に帰すべき被害の賠償についてはこの限りでない。

第7条 乙はこの契約に基く権利義務を第三者に譲渡若しくはその他一切の権利の目的としてはならない。

第8条 この契約の履行に要する法令上の諸手續はすべて乙において行い、所要賠償はすべて乙の負担とする。

乙は前項の手續完了の除は、遅滞なく関係書類

附の上甲に届出るものとする。

第9条 乙がこの契約の条項に違反し若しくは乙に不備行為があつた時は、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合甲が損害を蒙つた時は甲は乙に損害賠償を請求することができる。

前項の解除後にかつても、乙はなお第4条の責を免れることはできない。

第10条 所轄官庁の認可に際し、条件が附された場合又は修正命令により設定面積が多少変更された場合は、この契約の当該部分は無効に修正されたものとする。

第11条 この契約について甲の誠意損害若しくは所轄官庁の認可が得られなかつた場合又は設定の取消処分その他により設定が消滅した場合は、この契約は無効とする。

第12条 この契約に關し疑義又は規定のない事項若しくは規定の履行を阻害ならしめる事象の發生した時は、この契約の趣旨に従ひ、甲乙誠意を以て協議しその解決に當るものとする。

上記契約締結の証として本書2通を作成、その1通は所轄官庁に対する認可申請に使用し、2通は甲乙各自1通宛を保有しその誠實な履行を確約する。

昭和 29 年 12 月 17 日

日鉄武庫株式会社二階武庫所

甲 所 長 吉 田 正 実

共同石炭鉱務株式会社

乙 代表取締役社長 入 交 太 蔵

覚 書

日鉄武庫株式会社二階武庫所長吉田正実（以下単に甲と云う。）と、共同石炭鉱務株式会社代表取締役社長入交太蔵（以下単に乙と云う。）との間において、甲乙間の昭和 28 年 5 月 7 日附福組借戻約定契約（以下単に第 1 契約と云う。）及び昭和 29 年 月 日附同契約（以下単に第 2 契約と云う。）に附帯して次の通り協定する。

第 1 条 甲は、第 1 契約附帯の昭和 28 年 5 月 7 日附覚書第 1 項において、乙の福組借戻第 10 号租賦区のうち実際の建築区域をその添付図面表示の通り制限し、乙はこれに異議なく同意したところであるが、この覚書締結の日以降、この覚書添付図面表示の炭層については、表示の通りその一部を削除する。

前項に伴い前記覚書はこの覚書締結の日を以て失効するものとする。

前項に拘らず添付図面表示以外の炭層についてはなお前記覚書は有効に存続するものとする。

第 1 項に伴う炭層別の増加可採炭量は次の通りとする。

炭 層 名		可採炭量 (t)
杉 谷 炭 層	下二尺層	22050
	五尺層	0

第2条 第1契約による甲の租賦権設定承諾炭層のうち竹藪炭層については、その契約第1条に表示の通り本層のみとて、上層が本層に附加登録せられ乙の租賦権に帰属して居ることが判明したが、甲は前記の事情により結果的にこの登録を認める。

前項に伴う竹藪上層の採掘面積及び可採炭量は次の通りとする。

採掘面積	56337-㎡ (170800坪)
可採炭量	12032噸

第3条 甲は前2条による乙の採行区域の増大の外に第2契約により杉谷上二尺層についても租賦権設定を承諾したところであるが、この契約については所轄官庁に対する設定手続並びに従来の甲乙間の租賦権に関する協契約に規定された事項との調整その他契約技術上の便宜を考慮し規定したことは甲乙双方の認めるところであり、甲乙両当事者間においては第2契約中一部を次の通り夫々取消し、相互にこれに拘束されることを承認する。

1 第1条第2号中「設定登録の日」を「この契約の日」に。

2 第2条を「削除」に。

3 第4条全文を次の通りに。

第4条 本件租賦区の採掘による炭業経営その

他の事故については、甲乙間の昭和28年5月7日附契約第8条の規定を準用する。

第4条 甲及び乙は前2条による乙の増加可採炭量を71000噸に協定する。

前項の規定に係る租賦料並びにその支払の時期及び方法については甲乙間の昭和27年4月1日附租賦料に関する覚書第1条の規定を準用する。

前項に伴い甲乙間の前契約のうち租賦料に関する条項につきその一部を次の通り改正する。

(1) 昭和28年11月25日附租賦権存続期間延長に関する契約書第2条を「第2条 削除」に改める  
(2) 昭和27年4月1日附租賦料に関する覚書第1条第2項として次の通り加える。

昭和28年1月分以降の租賦料については、前項中「280噸」、「560噸」及び「700噸」とあるを、1月分は「300噸」、「700噸」及び「500噸」に、2月分及び3月分は「450噸」、「1050噸」及び「0噸」に夫々取消し、

(3) 前号の覚書第2条中「174567噸」とあるを「242567噸」に改める。

上記協定の証として本書2通を作成、甲乙各自1通を保有しその協定を履行を約する。

18

昭和29年12月17日

日鉄鉱業株式会社二瀬鉱務所

甲 所長 吉田 正実

共同石炭鉱業株式会社

乙 代表取締役社長 入交 太蔵

本紙  
九割を卸し、  
1割を  
11月1日付  
11月1日付  
11月1日付

19

覚 書



日鉄鉱業株式会社二瀬鉱務所所長吉田正実（以下単に甲と云う。）と、共同石炭鉱業株式会社代表取締役社長入交太蔵（以下単に乙と云う。）との間において、甲乙間の昭和28年5月9日附福租増額設定契約（以下単に第1契約と云う。）及び昭和29年 月 日附同契約（以下単に第2契約と云う。）に附帯して次の通り協定する。

第1条 甲は、第1契約附帯の昭和28年5月9日附覚書第1項において、乙の福租増額第1号租額区のうち實際の採炭区域とその添附図面表示の通り制限し、乙はこれに異議なく同意したところであるが、この覚書締結の日以降、この覚書添附図面表示の炭層については、表示の通りその一部を解除する。前項に伴い前記覚書はこの覚書締結の日を以て失効するものとする。

前項に拘らず添附図面表示以外の炭層についてはなほ前記覚書は有効に存続するものとする。第2項に伴う炭層別の増加可採炭量は次の通りとする。

炭 層 名		可採炭量 (噸)
杉谷炭層	下二尺層	32050
	五尺層	0



第2条 第1契約による甲の租鉱権設定承諾炭層のうち竹藪炭層については、その契約第1条に表示の通り本層のみのところ、上層が本層に附加登録せられ乙の租鉱権に増廣して居ることが判明したが、甲は踏殺の事情により結果的にこの登録を認める。

前項に付竹藪上層の採掘面積及び可採炭量は次の通りとする。

採掘面積	54337-ル(170400坪)
可採炭量	12032噸

第3条 甲は前2条による乙の採行区域の増大の外に第2契約により杉谷上二尺層についても租鉱権設定を承諾したところであるが、この契約については、前縣官庁に対する設定手續並びに従来の甲乙間の租鉱権に関する諸契約に規定された事項との調整その他契約技術上の便宜を考慮し規定したことは甲乙双方の認める所であり、甲乙両当事者間にかいては第2契約中一部を次の通り夫々脱替え、相互にこれに拘束されることを確認する。

- 1 第1条第8号中「設定登録の日」を「この契約の日」に。
  - 2 第2条を「削除」に。
  - 2 第4条全文を次の通り。
- 第4条 本件租鉱区の採掘による炭業被害その

他の事故については、甲乙間の昭和28年3月9日附契約第8条の規定を準用する。

第5条 甲及び乙は前3条による乙の増加可採炭量を74000噸に協定する。

前項の炭量に係る租鉱料並びにその支払の時期及び方法については甲乙間の昭和27年8月1日附租鉱料に関する覚書第1条の規定を準用する。

前項に伴い甲乙間の諸契約のうち租鉱料に関する条項につきその一部を次の通り改正する。

- (1) 昭和28年1月23日附租鉱権存続期間延長に関する契約書第2条を「第2条 削除」に改める
- (2) 昭和27年8月1日附租鉱料に関する覚書第1条第2項として次の通り加える。

昭和28年1月分以降の租鉱料については、前項中「280噸」、「560噸」及び「700噸」とあるを、1月分は「300噸」、「700噸」及び「500噸」に、2月分及び3月分は「450噸」、「1050噸」及び「0噸」に夫々脱替える。

- (3) 該等の覚書第2条中「178369噸」とあるを「222569噸」に改める。

上記協定の証として本書2通を作成、甲乙各自1通宛を保有しその誤謬を履行を確約する。

昭和29年12月17日

日鉄鉱業株式会社二湖鉱業所

甲 所長 吉田 正 実



乙 共同石炭鉱業株式会社

代表取締役社長 大 交 太 郎



16-9



土地賃借契約書

嘉徳大蔵司大子牛殿杯清ヲ申トシ共同石炭鑛業株式會社日吉鑛業所ヲ  
乙ト稱シ甲ノ所有地(台穀名柄杯貞次郎)ヲ乙カ賃借スルニ當リ左記ノ  
通り契約致シマス

一、該富地ノ位置ハ地番、地目、面積

嘉徳大蔵司大子牛殿子台タラ 一七一四番地  
山林 七反七畝步

一、契約期間 昭和廿五年四月一日ヨリ乙ノ鑛業年間

一、賃借面積ハ地番地目

面積面積 參九九坪六五

一、年賃賃料 (一坪貳拾五錢) 合計金九拾九圓九拾錢  
乙ハ前記ノ條件ニヨリ該富地トシテ使用スルモノニシテ該地  
ノ場台ハ該地直前ノ現狀ノ儘トシテ出スルモノトス

同本使用期間ハ乙ノ鑛業年間ナルモ乙ノ  
鑛業年中ト雖フモ甲ニ該地出賃スルモノト爲リタル場台ハ專





第二條 甲へ乙ノ使用甲乙ノ部所屬クシテ  
ムコトヲ得タルモノトス  
第三條 乙方必要ニ認シ借地内ニ於テアル敷地ヲ採取スル事ヲ甲へ承諾スル  
コト

但シ前項ニ對スル代價ハ前ニ協定スル  
第四條 借地行支拂ハ本契約ト同時ニ初年度分ヲ支拂期後ハ毎年十二月  
ニ前拂スルコト  
右契約ノ取トシテ本會執照作帳甲乙各一通ヲ保有スル

昭和二十五年 六月 一日

甲 嘉梅縣大蔵司大字牛隈

杯

乙 嘉梅縣御堂町大字才田

共同右長崎縣後式會社日吉御堂所

代表者 宇 佐 見

保證人

嘉梅縣大蔵司大字牛隈

手 島

寅

一



大隈町字谷倉一七二四番地  
大字牛隈

縮尺三百分一

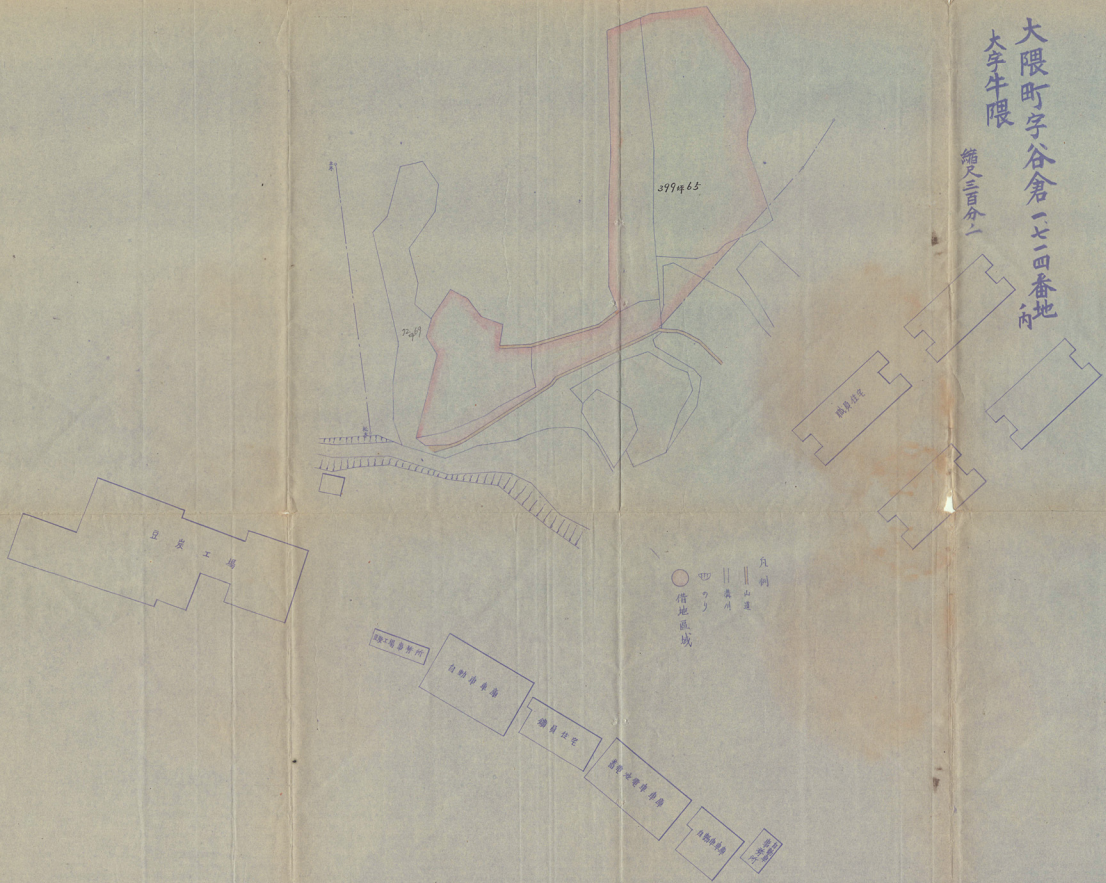
測量員名



代理人 宇佐 誠一  
 大隈町大字牛隈  
 縮尺三百分一

大隈町字谷倉一七二四番地  
 大字牛隈

縮尺三百分一



協定書

協定

高橋郡大隈町大字牛腰杯濟ヲ甲トシ共同石炭鑛業株式会社古備業所ヲ  
乙ト稱シ甲乙間ノ借地契約締結ニ際シ左ノ通り協定スル

記

一 乙ハ甲ノ所有地ヲ昭和二十二年三月ヨリ繼續使用セルコトニ付テ今  
兩者間ニ土地賃貸借契約成立ノ爲メ契約前ノ料金ニ付テ左ノ通り支拂

フモノトス  
大隈町大字牛腰字谷タラ一七一四番地山林ノ内

使用面積

四百七拾貳坪參四  
年間一坪貳拾五坪トシ參年間分

使用料金

計參百五拾圓四角貳拾七錢也  
一 參年間ニ換

ニ 使用面積ノ内一畝表土採取ニ對スル代價ハ貸地乙ヨリ甲ヘ一年間ニ換

三 開墾牛糞價ニテ提供セルニ付テ租稅スルモノトス

四 使用面積ノ内表土採取區域七拾貳坪六九ハ處地シ獲取額參百九拾九坪

六五ヲ年間借地契約締結スルコト  
五 土地賃貸借契約書第三條第二項ノ代價、シテ乙ハ一年間ニ付テ貸地費

112-6



風中ヲ無償提供スルモノトス  
但シ表土採取中止ノ旨乙カ甲ニ甲田タル場合ハ附テ陸ヲニ非ラス  
其本協定書ニヨリ過去ノ土地使用ニ關スル種テノ代償ハ完了スルモノ  
シテコレハ甲ハ乙ニ對シ異議申サザルコト  
右協定書二部作製甲乙各一部ヲ保有ス

昭和二十五年八月一日

甲 嘉穂郡大隈町大字牛段

清林

乙 嘉穂郡網走町大字才田

共同石炭産業株式會社日吉鑛業所

代表者 宇佐見 敏

保證人

嘉穂郡大隈町大字牛段

雄

手島 實

雄



16世(2)

7部



土地賃貸借契約書

昭和二十三年一月一日契約による本文記載の借地所有地の賃貸借に副し借地所有財産管理若西田洋盛を甲とし、共同石原盛雄株式会社日吉営業所々長平佐見一を乙として左の通り契約更新致します。

一 土地の表示

高橋郡穂積町大字ア、番地百一、計六番地の地

原 野 九町九反七畝五歩(一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

高橋郡穂積町大字オ田貳百貳拾四番地

山林 貳反五畝六歩(台帳面積)

第一條 契約標識は貳百貳拾六番地の地の内五可歩及貳、貳拾四番地の面積合計五町貳反五畝六歩とする。

第二條 賃借料金は借地所有地の借地の定めるところによる。

第三條 乙は借地料金を甲の支配命令により毎年開始に一時に前納するものとする。但し總て年未納は月割計算とする。



第四條 契約期間は、昭和貳拾七年一月一日より昭和參拾壹年拾貳月參拾壹日迄の五ヶ年とする。

但シ乙に於いて不用の場合は何時でも返還し得るものとし、尚ほ賃貸金を繰返す場合は本契約を更新して延長するものとする。

第五條 甲は前記契約土地に關して公共用必要を生じた場合は、契約期間中と雖ども本契約を解約することが出来る。此の場合前納賃貸料金は月割を以つて返行するものとする。

第六條 土地返還の場合は返還當時の現状の儘返還するものとする。

第七條 契約地に關する石炭採掘其他の被害に對しては乙が直接關係者に交渉するものとする。

第八條 契約土地に對する賃貸料金納入未済又は不都合の行爲ある場合は、契約期間中と雖も甲に於いて解約することが出来る。

第九條 甲は本契約による土地を第三者に轉貸又は譲渡することが出來ない。

右契約の證として成金甲乙各壹圓を保有する。  
尚ほ昭和貳拾參年拾月一日及昭和貳拾伍年拾月拾日附發せる該當地に關する契約書は前令無効とする。

昭和貳拾七年拾月拾日

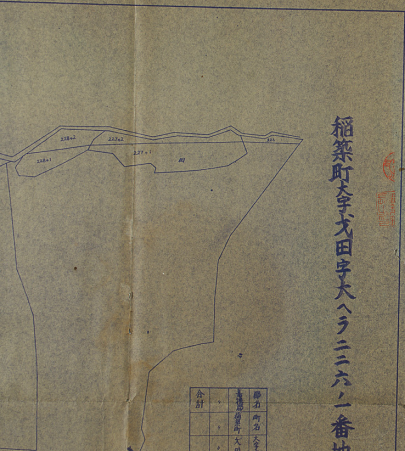
甲 聯總町有財産管理行

聯總町長 田 田

乙 共同石炭産業株式会社吉嶽採所

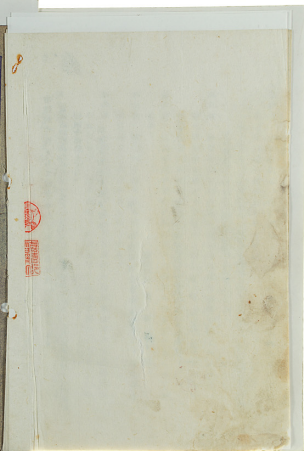
所 長 平 佐 尾 敏





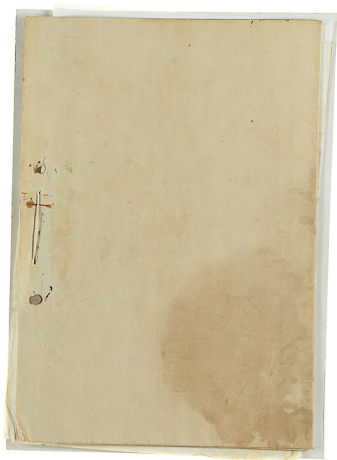
稲築町大字、戈田字大へラニ三六ノ一番地供

合計		郷名	大川
		大字	大
		字	大
		番	大











契 約 書

高橋郡新田大字才田字不へう貳百貳拾六番地の賃

下屋 野 九町九反七畝五歩の内五町歩

右全所 貳百貳拾四番地

下山林 貳反五畝六歩

合計 五町貳反五畝六歩也

但し右の内賃反參畝七歩は昭和拾七年拾月廿日契約のものを更替し本契約に依り協定するものとする。

右土地を兼就住宅敷地及び遊樂地として大隈町大字牛掛共同石炭産業株式会社  
日吉御薬所々貸下存集積一を乙とし新田町有財産管理會理田洋務を甲として契  
約すること左の通り。

第一條 乙が借用する土地の賃料は左記の通りとする。

五町貳反五畝六歩の内貳町歩の賃料は壹ヶ年に付坪當り五  
拾兩とし參町貳反五畝六歩の賃料は壹ヶ年に付坪當り貳  
拾兩とする。

第二條 乙が借用する期間は昭和貳拾五年夏月廿日より昭和參拾



1925  
2



四年中毎月等額日部納付年とする。

但し乙に於て不用の場合は何時でも返還し得るものとし両賃貸借を譲渡する場合  
は本契約を変更して協定するものとする。

第三條 乙は賃貸料金を毎年度給に一時に前納するものとする。

但し壹々年未満は月額計算とする。

第四條 甲は前記契約土地に關し公共用必要を生じた場合は契約  
期間中と雖も本契約を解約することを得る。此の場合前納賃貸  
料金は月額を以つて返付するものとする。

第五條 土地返還の場合は返還の當時の現状の返還すること。  
其の期間経費及自費上の爲の一切の費用は乙から甲に請求せ  
ることをいふこと。

第六條 石炭探掘其他の事業に關しては借地主直接關係者に交渉  
すること。

第七條 賃貸土地に對し料金納入未納又は不都合の行爲あつた場  
合は本契約期間中と雖も甲に於て解約することを得るものと  
する。

第八條 乙は本契約に依る土地は他人に轉貸せ又は譲渡すること

が出来ない。

石相互契約の體として本書試道を作成し各書道を領有するものと  
する。

昭和貳拾五年雙月雙日

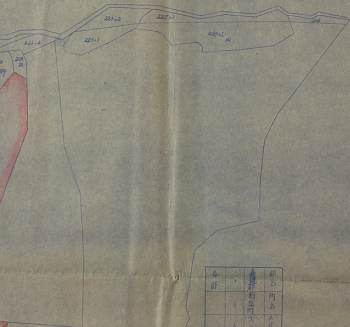
共同石炭探掘株式會社日吉辦事所

所 長 平 佐 泉 助 一

福徳町有財産管理會

副會町長 西 田 洋 隆



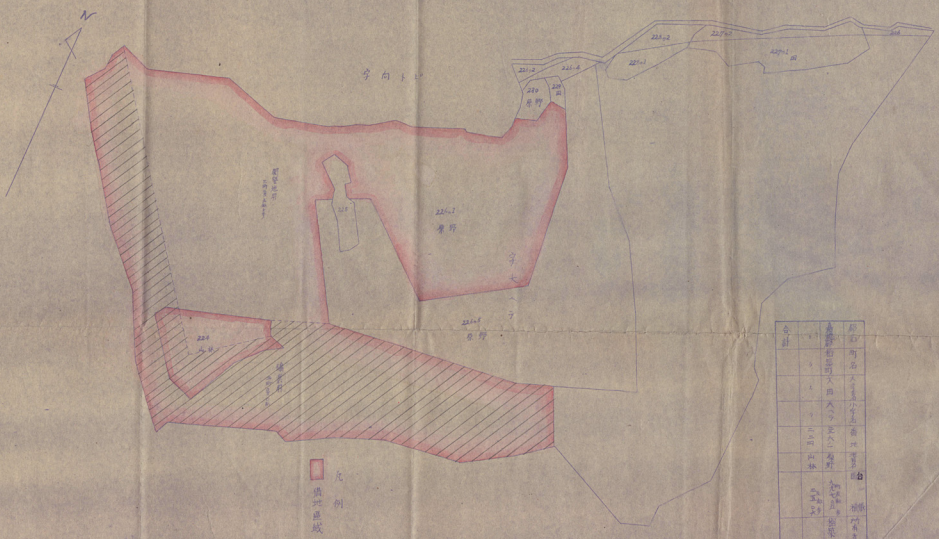


稲築町大字大田字大ヘラニニ六ノ一番地併

合計	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1
	1	1	1	1	1

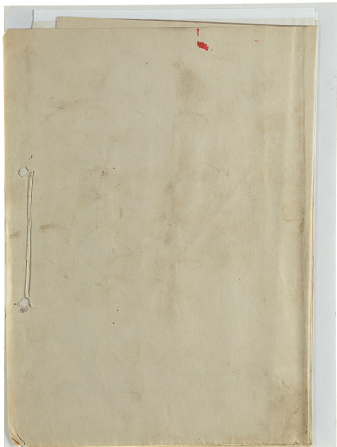


稲築町字大田字大へラニ二六ノ一番地借地圖縮小五分一



図例	凡例	借地區域
赤色	凡例	借地區域
斜線	凡例	借地區域
...	...	...

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100



8 (30)

二本押捺  
二本押捺  
二本押捺



土地賃借契約書

大木松平ヲ甲トシ日吉福樂所ヲ乙トシ土地賃借ニ關シ契約スル

コト左ノ如シ

一、場 所 福樂町大字オ田下フコー一九五ノ一

一、坪 數 拾貳坪(別紙添付圖ノ通り)

一、料 金 壹萬ニ付壹ヶ年壹回前納ノ額

一、料金支拂期日 毎年十月二十日前納ノ事

一、使用期間 才田礦經營中

一、使用目的 炭通サマノ爲道路トシテ使用

右條項ニテ契約シ且ツ使用中ハ乙ノ承諾ナクシテ甲

賣渡等出來ザルモノトシ后日ノ爲契約書二通ヲ作ルシテ

通宛所持スルモノトス

土地

共同石炭株式会社

昭和二十年十月二十日

土地測量事務所 第五〇五五号

福岡縣高槻郡稻築町大字才田

甲賀主 大 木 安 平

福岡縣高槻郡大隈町大字半井

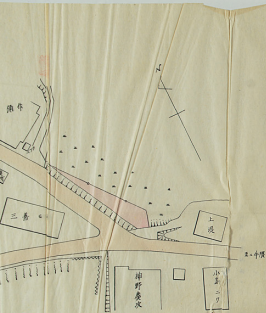
共同石炭礦株式會社日吉礦業所

代 表 者 明 石 次 助



稻築町大字才田

下フコ 一九五ノ一 宅地



- 凡例
- ◎ 借負預長域
- 網 家 道
- ▽ 地 屋 路

求打圖 縮尺二五ノ一

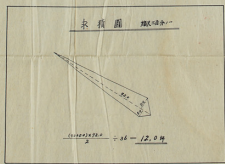
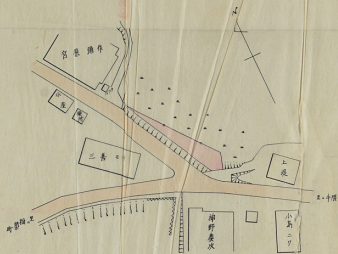


縮尺二五ノ一 寸法 = 12.0 坪





稻築町大字才田  
下フコ 一九五ノ一 宅地



- 凡例
- ⊙ 常用測量線
  - 田
  - ▭ 家
  - ∟ 道
  - 地
  - 庄
  - 路



昭和二十年十月二十日

福岡縣高橋町大字十

三下才美家三郎用十寸尺



三下才美家三郎用十寸尺

門  
 庭  
 室

58

### 御注文請書

昭和29年6月4日

共同石炭鋸業(株)  
日吉 鋸業所 殿

福岡日産自動車株式会社

福岡市東区上戸二丁目(電話)2991-2794

小倉市東区大井(電話)2928-2113

毎夜有難う御座ると同時に 年 月 日  
御注文を以て御下命の下記紙に御届申上げます

品 目	数	単 価	金 額
2792 1750型 400型東邦式ポンプ	1		1630.000
(心付ロバコ付)			
21421X 344X7			
合 計			1630.000

上記に對し保証金 ¥ 月 日 受領致しました

納期 昭和29年6月15日 納入場所 貴所

- ① 納車、同時上現金 9500.000
  - ② " " 手形 9730.000 (10通)
  - ③ " " 下取金 2000.000 (1928年式 1277 18)
  - ④ " " 187 1944年式 - 18
- 受領致します。

- ⑤ 21421X 1本付
- ⑥ 47127(20) 1772付(191)東邦式ポンプ 附有工具 2000
- ⑦ 21421X 11.5X x 35 型 島原 全固張
- ⑧ 作業服 10着 添付





誓約書

私儀

(66)

三女本願七美侯昭和三十年十月十五日貴氣業所々有トラフツク運行中  
(運転手内野富士弘一様所内通路(才田地区)にて與傷死亡致しま  
した件について種々御高配を賜き有難く御礼申し上げます。

拾七高用

本日右弔慰金 拾七高用 世正に受領致しました。  
然る上は今迄如何なる事柄が惹起されるとも本件に關し貴会社、氣  
業所並びに該自動車運転手に對し故七美侯様及兄弟姉妹は勿論義  
侠一同異議申しませんと共に訴訟等一切致しません。  
右後日の為め誓約致します。

昭和三十年十二月廿四日

住所 箱染町日吉鎮業所

氏名 故七美 文 母

木屋茂美  
木屋敦可子

共同石炭炭業株式会社  
日吉鎮業所







第十三条 この保証人が本契約に同意したときは既に該車體が所有権を移し入る限らないことを担保するものとす。

第十四条 この契約に關する一切の訴訟の管轄は甲の所在地に本車體所有權を移し入る時を以て起訴地とする。

本契約書は大抵作成し甲乙及保保人之人に署名捺印の上、甲乙各其一通を保管するものとする。

日 月 日

福岡市南区東町三丁目  
九州自動車株式會社  
代表取締役 藤 直



(住 居)

(氏 名)

(住 居)

(氏 名)

(住 居)

(氏 名)

共同保証業者株式会社  
代表取締役  
宇佐見 敏一



この車體は三人

預り 認

車名 *ヤマハ* 左輪

右車體は昭和三十一年二月十日賣社之  
自動車條件賣買並使用貸借契約の請  
整項承認の上正に預りいたします

方、当方が約束不履行の場合には在中で  
あつても臨時賣社に該車體を返致されても  
異議ありません。

昭和三十一年二月十日

九州自動車株式會社  
代表取締役 *藤直*



第十二条 乙及び丙は他人に本契約に違反したときは直ちに破産宣告を受けしと認むないことを承諾するものとする。  
 第十三条 この契約に附する一切の訴訟の管轄は甲の住たる東京府所管地を管轄する法廷とする。  
 本契約書は式通作成し甲乙及保証人各之に署名捺印の上、甲乙各其一通を保管するものとする。

昭和 年 月 日

貸付金 50,000.00  
 貸主 藤田 謙三  
 借主 藤田 謙三  
 保証人 藤田 謙三  
 昭和 年 月 日

貸付金 50,000.00  
 貸主 藤田 謙三  
 借主 藤田 謙三  
 保証人 藤田 謙三  
 昭和 年 月 日

貸付金 50,000.00  
 貸主 藤田 謙三  
 借主 藤田 謙三  
 保証人 藤田 謙三  
 昭和 年 月 日

第 1 頁  
 金額 50,000.00  
 昭和 31 年 3 月 11 日  
 福銀大塚支店  
 藤田 謙三 印  
 藤田 謙三 印  
 昭和 31 年 3 月 11 日  
 藤田 謙三 印  
 藤田 謙三 印





第十二条 この及の保証人が本契約に連帯してこの上記の二種担保を受けたりしを返却するものとする。  
 第十四条 この契約に因する一切の訴訟の管轄は甲の所在地に本契約所を管轄する裁判所とする。

本契約書は式通作成し甲乙及保証人々に署名捺印の上、甲乙各其一通を保存するものとする。

昭和 年 月 日

式通中買自製取銀

甲乙各其一通を保存するものとする。  
 第十四条 この契約に因する一切の訴訟の管轄は甲の所在地に本契約所を管轄する裁判所とする。

数量	第 二 枚
金額	100,000.00
支払期	11月 11日
支払場所	
支払方法	
支払日	
支払人	
保証人	
印	

数量 320













	位置	同途	对手	内容
输入同途级	2	相杉 22101	高桥 22102	大山 养正
"	3	"	"	42.1.6 取得资料
"	12	"	"	町入 信地 太郎
"	14	"	工谷 2	群 弘 重 2 号
"	15	"	存	0
"	27	相杉 22102	1101号	"
"	21	二樓 110205	"	大山 良 吾
"	11	"	"	41.5 打印通地
"	8	"	"	"
"	22	"	"	大山 香 建 斗
				42.1.30 区地階







領收證

一金九萬圓也

右故内妻壽島ヤスヲ慰金トシテ  
正ニ領收致シマシタ

昭和二十四年二月二十六日

飯塚市山内炭坑

仲山久助



No. 72

共同石炭鉱業株式会社

日吉 御中



誓約書



私儀

内業寺嶋ヤス儀昭和五年三月三日領取  
由て貴銘業所のトラクワの爲に負債七  
二字 致しませし件に附て今般名實應全と  
二字 致しませし件に附て今般名實應全と  
て金九萬圓御支給を以て小正に領取  
二字 致しませし件に附て今般名實應全と

然るとは今後如何なる事態に起り共  
本件に付ては後日異議申しません事  
も勿論の事新証等は一切致しません  
右後日の爲保証人連署を以て堅く誓

内業

昭和五年二月二十日

右受取人

仲山久助

保証人

松本吉照

保証人 平山忠一

共同石炭鑛業株式會社

日吉鑛業所御中



承諾書

今般者、在經營、係以炭鑛坑内、  
 保安ニ算、解ニ稻葉町六字平、此地力  
 五反田、湯池、瀧水、防止、為ノ因、造  
 防ニ土管、埋設、並ニ、湯池力ニ排水溝  
 設置シ、ツヤ、承諾仕、候  
 尚右ニ算、解、ニ、亡、ノ、異議、ノ、申、出、テ  
 アリ、タ、場、合、ハ、算、係、地、元、ニ、於、テ、責、任  
 一、負、テ、可、ク、附、記、候、也

昭和貳貳年参月廿日  
 福岡縣嘉穂郡稻葉町平

土浦良女

大山市平次

嘉穂郡稻葉町農務會

土地関係者

立會人

大山堂三郎  
 大山山隆  
 大山泰三

嘆願書

昭和二十七年五月十七日午後四時三分頃直方市新町  
二丁目に於て小生四男信市が日吉橋業所トウツク運  
轉手板原久夫さんに過つて横殺死亡致しましたか  
其の後会社側並運轉手より再三慰了を受け葬  
儀にも多数列席して教へて費用甚だしく心配して教へ  
其の上過分謝辭料を請ふ事になり全人公社側並に  
運轉手さんの誠実が如何に知られました私方と致し  
ては会社側並運轉手も反省して氣毒だと思つて  
感謝して居るに御日に於ても出来る又御寛  
大なる御取扱い賜りませう此処に嘆願

上げます

昭和二十七年五月二十七日

住所 兼子郡若宮町金生

代名 養文 古野 茂

住所 五子市新町

代名 実文 吉田文 研富

直方市警務署署長殿





取書

一金七萬圓也

右は故吉田信市慰謝料として

右正に領取仕候也

昭和二十七年五月二十七日

住所 東京市芝区本町一丁目八番地

氏名 養父 古野 茂

住所 巨才市新町

代名実父 古野 文雄



共同石灰株式会社社長殿

右全日吉礦業所社長殿

右全 鍾野平権原久夫殿





御覽 書

今般傍社所有の自動車事故に依り小生 四男 信市死亡  
仕候節は種々御高配と載り有難傍禮礼申上候  
本日は重ぬる一金七萬圓也御患與被下候後有難く正に  
領收仕候

然り上は小生夫妻及小供は勿論親族一同異議は無之其の他  
有形無形損害有之共一切請求は申し間敷  
右は後日毎本書に入て世言約仕矣

昭和二十七年五月二十七日

11.48

共同石炭株式会社長般  
右全 日吉 錦某所長殿  
右全 運轉主任原久天殿

住所  
氏名 父 (養父)  
住所 母 (養母)  
氏名 父 (養父)  
住所 母 (養母)  
古 野 村 或  
古 田 文 佐

保証人住所  
氏名  
石 全  
直方市上老良五〇五〇番地  
有吉 満  
巨方市竹園町目  
荒巻 祐次



農林部  
林野司  
林野課



土地賃借契約書

国土庁 賃借契約書



No 9

本種敷地賃借人字校後日銀信託株式会社第二種信託債（以下甲と稱す）と該種敷地賃借人字校後日銀信託株式会社第二種信託債（以下乙と稱す）との間に土地賃借契約を締結すること左の如し

第一條 乙は甲の所有に在る未だ建設の土地を右契機込地賃借契約書に於て使用せしむるものとし、甲は乙に該地を賃借せしむるものとする

第二條 賃借期間は自昭和二十一年四月一日起至昭和二十二年三月三十一日までとし、但し前年見込額を以て必要なる場合は賃借期間を延長し得るものとする

第三條 賃借料は右十年間毎年に右如くし、但し前年見込額を以て必要なる場合は賃借料を延長し得るものとする

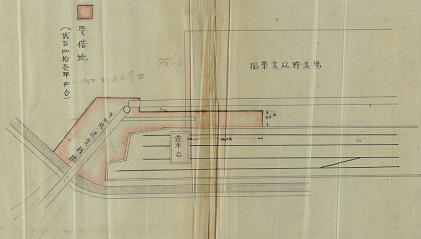
第四條 本契機込地賃借人字校後日銀信託株式会社は何時にても乙は賃借料を以て建設地賃借料を取去し賃借土地の全部又は一部を返還すること

第五條 乙は賃借土地の全部又は一部を返還する場合は契機込地に



福美取権口後上技揚州支要借地関係圖

給工百十之二



甲の土地を以て  
 第六條 賃借借地契約終了の地台は乙が賃借土地を現狀に回復し  
 て返却すること  
 若くは取手係約し之が償還なる履行を期するに本借地金を押入  
 し甲乙各該面を保存するものとす  
 昭和貳拾陸年七月 拾 日

甲 書

高松市和歌山大学才田二六六一一七

目録紙製紙株式會社二部 兼 兼 兼

乙 書

高松市和歌山大学才田二六六一一

目録紙製紙株式會社 兼 兼 兼

所長 宇佐見 啓



土地表示

「高松市和歌山大学才田二六六一七番地之七  
 一 租地地 賃借地 大字部地字第九百拾七番地之七  
 此圖は反田部地字第九百拾七番地之七  
 此圖は分利金 四月八拾貳圓八拾拾也





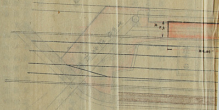
國立中央研究院歷史語言研究所

第一卷



信址

南京中央研究院





(5)

不用  
打  
入

土地賃貸借契約書

左記稲葉所有地賃貸借に關し稲葉所有財産管理者  
稲葉町長 西 祥盛と甲と共同 英礪業株式會  
社日吉銀業所取 枝井長 空 佐見敦一を乙として左記  
の通り契約す

一 土地の表示

嘉穂郡稲葉町大字平字五反田一五五番地

原野 壹町參反七割拾壹歩

第一条 契約期間は昭和二十九年一月一日より昭和  
三十三年十二月三十一日迄とする。

但し乙に於て不用の場合は何時でも返還し

得るものとし尚賃貸借を繼續する場合に本契  
約を更新して協定するものとする。

第二条 賃貸料金は稲葉町の条例の定めるところによる

第三条 乙は借地料金を毎年度始に一時に前納す  
るものとする。

但し一ヶ年未満は月割計算とする。

第四条

甲は前記契約土地に關して公共用必要を生  
じた場合は契約期間中と雖も本契約を解約  
する事ができる。この場合に前納賃料金は  
月割を以て還付するものとする。

第五条

土地返還の場合は返還當時の現状のまま返  
還するものとする。



昭和二十九年一月一日





②

町有地 占用 願

滋穂郡稲葉町大字平字五反田一五五番地

字	地目	占用目的	占用坪数	料金一ヶ年 単価	占用期間	氏 名
五反田 山林	稻葉用池	町五反田一 一五七一				五ヶ年 平 字 佐 見 敬 一

前記の通りに占用致したいので御許可下さる様御願ひ致します。

然る上は御費用は悉く遵守することは勿論料金は毎年前納致し若し公費用又は官庁に於て必要の用又は不適合の行為ありと御指定の際は、御命令に従ひ何時にても返還致します。

右御許可下さる様御願ひ致します。

昭和二十九年 六月 二 日

願人住所 滋穂郡稲葉町大字才田二二六番地

共同石炭礦業株式会社日吉鉱務所

願人代表者 取締役所長 平 佐 見 敬 一

稲葉町長

西 田 祥 盛 殿



嘉德郡稻築町大字平字五反田一五五番地  
借用關係圖 縮尺千二百分一



凡例  
所有地占州廳區域  
(土地所有權關係的)  
面積(即三反七畝二分)



地上物設定契約解除事項

共同石炭礦株式会社を甲とし大山カブ、大山喜造、大山喜彦、大山秀子をととし、昭和二十九年七月一日締結した地上物設定契約に附し左の通り契約を更新解除する。

急ぎ押



第一条 乙は其の所有に係る新築日輪配取の土地（以下本件土地と稱す）に甲の紅葉遊園行のため設定せる地上物の存続期間昭和二十九年七月一日より昭和三十四年六月三十日附定契約せるものを更に五ヶ年間延長し昭和三十九年六月三十日迄とする。倘甲が必要とする時は甲乙合意の上延長をすすむが出来る。土地に關する公法公器は乙の負担とする。

第二条 本件土地内にある立木に關しては左の通りとする。

(A) 竹類は甲に譲渡する。  
(B) 竹以外の立木は乙が、  
(C) 費用に於ける乙の負担。

Handwritten text on a small slip of paper attached to the top edge of the document.





地上物設定契約解除事項

共同石炭鉱業株式会社を甲とし大山カフ、大山勝巴、大山喜波、大  
ひろ乃、大山秀子を乙とし、昭和二十九年七月一日締結した地上物  
設定契約に對し左の通り契約を更新締結する。

記

第一條 乙は其の所有に係る別紙目録記載の土地（以下本件土地と稱  
す）に甲の鉱業推進行のため設定せる地上物の存続期間昭和  
二十九年七月一日より昭和三十四年六月三十日（昭和三十  
ものを変更し五ヶ年延長し昭和三十九年六月三十日迄とする  
箇甲が必要とする時は甲乙合意の上期限を必ず延が出来る。  
乙はかかる地上物は乙の負担とする。

而しては左の通りとする。

32

昭和二十九年七月一日  
大田山カフ、大山勝巴、大山喜波、大  
ひろ乃、大山秀子、共同石炭鉱業株式  
会社代表取締役社長 大田山カフ  
（印）  
共同石炭鉱業株式会社代表取締役社長 大田山カフ  
（印）

甲 大田山カフ  
乙 大田山勝巴、大田山喜波、大田山ひろ乃、大田山秀子



明治三十一年九月二十六日  
共済石炭産出株式會社  
代表取締役  
入交太

第四條

乙は甲の經營地行民開し左の條件を承諾す  
(四)石炭採掘による地影の變化及地下等の經營に關し  
同地影に於ける排水及地下の漏水に變化を生ずるも補償の責  
をせしむ

(四)排水施設の多量が生じた場合本件土地以外の土地の利用を  
認め

第五條

乙は甲の經營進行上、乙の使用道路を甲に使用せると共に  
作業に對する協力的な助力をする。

第六條

甲は第一金乃至第五金の契約に對し借入料及竹代を含み金七  
萬圓世を乙に支払う。

第七條

本契約期間中甲は地上権を乙は所有權を及方非に第三者に讓  
渡し得ないものとする。

第八條

本契約訂成のとき地影は消滅當時の現状のまま乙に返還する  
ものとする

第九條

本件設備事項に對し、十月十四日附に正式契約をなすものと  
する。

第十條

本件に關し甲乙協議の必要ありたる場合乙は乙の内協議不能  
加當の委任行為により協議を行ひ決定したる事項については  
被委任者が甲に對し責任を持たなければならぬ。

第七條

右契約を斷する並この証書二通を作り各自署名捺印し各々其の一通を  
保存する。

昭和三十一年九月二十六日

甲 東京都中央区銀座七丁目五番地ノ一

共同石炭産出株式會社

代表取締役 入交太 謹

右代理人

福岡縣蒲田郡蒲田大字才田二百二十六番地ノ一

共済石炭産出株式會社日會監の所

代理人 平佐見 謹

